

関口健太郎委員の不穏な発言の取消しを求める動議

上記の動議を別紙のとおり提出します。

令和6年3月26日

(提出者)

石島秀起	玉川ひでとし	竹平ちはる	星大輔	磯山亮
龍円あいり	古城まさお	うすい浩一	本橋たくみ	松田康将
白戸太朗	入江のぶこ	保坂まさひろ	平けいじょう	あかねがくほかよ子
小林健二	藤井あきら	中山信行	谷村孝彦	林あきひろ
田村利光	小松大祐	菅原直志	まつば多美子	川松真一朗

予算特別委員長 殿

(提案理由)

関口健太郎委員は、令和6年3月13日の予算特別委員会における東京都議会立憲民主党の総括質疑において、「答弁拒否」、「答弁差別」及び「質問の（は）排除」という文言を使用して、知事が答弁しないことを繰り返し一方的に主張した。

答弁とは、執行機関側の考え方が示されるものであり、知事が全ての質問に直接答えなければならない性質のものではない。これは、地方自治法の解釈でも示されている。

しかし、知事が直接答弁しないことのみをもって、答弁拒否と断じ、差別や排除という文言を使用して質疑することは、執行機関全体が答弁拒否を行っているような印象操作をしているに等しい。

これらの文言の使い方は、一方的な定義と解釈に基づく不適切なもので、二元代表制の一翼を担う議決機関として、来年度予算を審議し、執行機関と真摯に議論を行う場である予算特別委員会において、東京都議会の信用を失墜させるものであり、不穏当な発言として容認できるものではない。

よって、令和6年3月13日の予算特別委員会における東京都議会立憲民主党の総括質疑において、関口健太郎委員が「答弁拒否」、「答弁差別」及び「質問の（は）排除」という文言を使用している質疑に関する全ての発言の取消しを求める。

【関口健太郎委員の不適切な発言の取消しを求める動議】

〈趣旨説明文〉

「関口健太郎委員の不適切な発言の取消しを求める動議」について趣旨説明を行います。

令和6年3月13日の本委員会における立憲民主党の総括質疑において、関口健太郎委員は小池知事に対し、「答弁拒否」あるいは「答弁拒否率」なる文言を13回も繰り返すとともに、「答弁差別」「質問の排除」なる文言をそれぞれ3度も繰り返しました。

過日行われた本会議代表質問、一般質問での知事の答弁拒否率41%、一部7人の議員に限れば76%であると一方的に主張しております。

しかし議会質疑において、知事が直接答弁しないことのみをもって、「答弁拒否」「答弁差別」「質問の排除」が都議会で行われていると断じることは、都の執行機関全体が答弁を拒否しているかのような印象操作を行っていることに等しいものであります。

都議会における答弁とは、地方公共団体である都としての団体意思、あるいは執行機関側の考え方を示されることであり、知事がすべての質問に直接答えるものとはされておりません。

政策企画局長の答弁にもあったように、地方自治法の逐条解説では、議会審議に必要な説明について、補助機関である職員等へ委任することは、知事をはじめ執行機関側の任意であるとされております。

関口健太郎委員は、あたかも質問者が答弁者を決められるかのような認識に基づいた発言をしていますが、質問者は答弁者を指名することはできても、質問者に答弁者を決定する権限はありません。

東京都議会会議規則第110条では何人も議長の許可がなければ都議会本会議の演壇で発言することはできません。すなわち質問者や答弁者は、すべて議長の許しを得た者に限定されているのであり、関口健太郎委員の一方的な主張は、地方自治法第104条も合わせた議会のルールの否定につながるものであります。

関口健太郎委員の「答弁拒否」「答弁差別」「質問の排除」なる発言は、東京都議会議長の議事整理権に基づく発言を許可する権限を否定するものであり、議会の品位を著しく損なう言動であり、不適切発言として断じて容認できません。

よって、令和6年3月13日の本委員会での立憲民主党の総括質疑における関口健太郎委員の「答弁拒否」「答弁差別」及び「質問の排除」なる文言を使用しているすべての発言の取消しを求めるものであります。

以上で趣旨説明を終わります。